

電気取扱業務(低圧)従事者に対する特別教育の実施について

労働安全衛生法第59条・労働安全衛生規則第36条の4により、「低圧(直流750V・交流600V以下)の充電回路の敷設、若しくは修理等の業務」に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならないこととなっております。

この教育は、事業者が、安全衛生特別教育規程第6条により実施することとされていますが、この度当協会では、会員事業場の従業員を対象として、下記により集合特別教育を実施することになりました。

つきましては、この機会に前記業務従事予定者をもれなく受講させられますようご案内申し上げます。

なお、同規程では、7時間以上の実技教育を行なうこととされていますが、当協会での実施は3時間のみですので、不足する時間(4時間)は事業場で実施し、その記録を保存して下さいようお願いいたします。

記

1. 日 時 学科 3月1日(金) 9:00~17:15
実技 3月2日(土) 9:00~12:00 又は 13:30~16:30
(どちらの時間帯になるかは当協会で決定します。)
2. 会 場 学科 日立商工会議所会館4階 ドームホール

日立市幸町 1-21-2	日立シビックセンター日立市図書館隣り
日立駅中央口より徒歩約5分、開館は午前8時15分です	

 実技 ㈱日立製作所日立事業所 安全体感センタ
3. 受講料及びテキスト代
 協会会員 受講料 8,998円(税込) テキスト代 702円(税込) 合計 9,700円(税込)
 非会員 受講料 9,998円(税込) テキスト代 702円(税込) 合計 10,700円(税込)
4. 申込方法 電話にて受講人数を予約の上、別紙受講申込書に受講料及びテキスト代を添え、お申込み下さい。
 (予約した方で、申込締切日を過ぎてもお申込みをしていない場合はキャンセルとみなします。)
テキストは当日ご本人にお渡し致します。
 - ・申込先 (一社)日立労働基準協会
〒317-0073 日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館 1階
TEL 0294-23-3431
 - ・会員事業場と非会員事業場の取扱い
 〈会員事業場〉受講料及びテキスト代を銀行振込み希望の場合は協会発行の請求書到着後に指定口座へ振込んで下さい。
 〈非会員事業場〉持参又は現金書留にてお願いします。
5. 申込締切 2月15日(金) (締切日必着)
(ただし定員に達した場合は期限前でも締切りますので、お早めにお申込み下さい。)
6. 定 員 80名
7. そ の 他
 - ①全科目受講者には修了証を交付いたします。
 - ②会場には、**駐車場がありません**ので、やむをえず車を利用される場合は、自費にて有料駐車場をご利用下さい。
 - ③申込締切後に申込みを取り消されたり、講習当日に欠席されても受講料はお返しできませんのでご了承下さい。

電気取扱業務(低圧)特別教育受講申込書

協 会 員 コード番号	※	※日立及び県内各地区労働基準協会の会員事業所は必ず協会員 コード番号をご記入下さい。未記入の場合は非会員として取 扱います。		
(協会記入) 受講番号	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日		
		昭 平	年	月 日
		昭 平	年	月 日
		昭 平	年	月 日
		昭 平	年	月 日
		昭 平	年	月 日

上記の者の受講を申し込みます

平成 年 月 日

事業場の住所 〒 ー

事業場名称

電話番号

担当者氏名

Ⓜ

一般社団法人 日立労働基準協会長 殿

【個人情報について】

受講申込書に、ご記入していただいた個人情報については、当協会が責任を持って保管・管理し、お申込み
いただいた講習等の的確な実施のためにのみ使用します。